

「革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業」  
令和6年度「要素技術・シーズ創出型プログラム」  
新規委託研究の公募

応募の際の諸注意事項

情報通信研究機構  
イノベーション推進部門  
委託研究推進室



## 1. 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業の概要

革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業は、次世代情報通信インフラBeyond 5Gを実現するとともに、社会実装・海外展開を通じた我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保に資する技術の研究開発に対する支援の強化を主たる趣旨とし、①社会実装や海外展開を目指した研究開発に対する支援、②中長期的な視点で取り組む要素技術の確立や技術シーズの創出のための研究開発、及び③電波の有効利用に資する技術の研究開発を実施するものです。

## 2. 公募対象の研究開発プログラム

プロジェクト	研究開発期間	研究開発予算	採択件数
一般課題	2024年度から最大3年間 *1	1件当たり最大1億円／年 （税込、間接経費を含む） *3	5～10件程度
経過措置課題	2024年度から、経過措置委託研究の現行実施計画書の「2-3 研究開発実施計画」の最終年度に応じて2024年度まで又は2025年度まで *2		5～10件程度

\*1：2024年度に実施するステージゲート評価の結果を踏まえ、委託研究の中止、縮小、実施体制の変更等を判断する場合があります。

\*2：2025年度までの経過措置課題について、2024年度に実施するステージゲート評価の結果により、2024年度末で研究開発を終了することがあります。

\*3：ステージゲート評価や革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業の後年度予算の状況等により、研究開発期間や各年度の研究開発予算を変更する場合があります。

### 3. 応募資格

受託を希望する単独又は複数の研究機関（複数人で構成される企業、大学等の法人組織）が提案者（複数の研究機関が共同して行う場合は参加する全ての研究機関の連名）となり応募することができます。

なお、一般課題への提案に関しては、同一の者が複数の提案の代表研究責任者になることは認められません。

提案者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- 原則として、日本国内で登記されている企業、大学等であって、日本国内に本公募に係る技術開発のための研究開発拠点を有するものであること。
- 当該研究開発プロジェクトに関する技術又は関連技術についての研究実績を有し、かつ当該研究業務を遂行するために必要な研究組織、人員等を有する研究機関であること。
- 本委託研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- 機構が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

（次ページへ続く）

### 3. 応募資格 続き

- 研究成果の公開・社会実装・海外展開、知財化・標準化活動等に積極的な実施又は貢献が可能であること
- 当該研究業務を遂行する人員の中に、機構のパーマネント職員又は有期雇用職員が含まれないこと（短時間研究員は可）。また、機構を退職後1年未満の者が含まれる場合には、機構において当該研究開発プロジェクトの公募に関与していないこと。なお、本委託研究において機構の研究開発成果を活用する等の目的で、応募に先立って機構のパーマネント職員又は有期雇用職員から必要な助言を受けることなどは可能ですが、その場合、当該職員は当該研究開発プロジェクトの公募プロセスに関与していない者でなければなりません。
- 提案書類の提出期限の日から採択候補決定までの期間に、機構から指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、総務省又は他府省等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、総務省又は他府省等における処分期間については、機構の処分期間を超過した期間は含めません。
- **本委託研究を実施する研究者が、自身の所属機関の経理責任者、経理担当または契約担当を兼務しないこと。**

なお、提案時に受託中の課題を含め、機構及び他の機関の委託研究の受託者となる期間が重複していても応募できます。ただし、複数の委託研究課題を同時期に受託することとなった場合は、各研究者のエフォート率の合計が100%を超えないよう、適切な研究開発実施体制としてください。

## 4. 応募の単位

- 単独の研究機関が応募することも、産学官連携等による複数の研究機関が共同して応募することも、いずれも可能です。

複数の研究機関が共同して応募する場合の注意点

- **代表提案者**（代表研究責任者が所属する法人）が、**共同提案者**（法人）等の提案を含め、提案全体を取りまとめて応募してください。
- 当該委託業務の本質的な部分（研究開発要素があるもの）は関連会社を含めて外部に委託できません（**再委託の禁止**）。研究開発を行う研究機関は共同提案者に含めるなどしてください。
- 各研究機関の研究分担内容を明確にしてください。
- 研究グループを構成する研究機関の変更は、「応募提出期限」から「委託期間終了」まで原則としてできません。
- 経過措置課題については、各経過措置委託研究を実施している研究グループとは異なる実施体制を構築しても差し支えありません。
- 共同提案者以外の研究機関又は個人が、機構と委託契約を締結しない（委託経費を主体的に使用しない）「連携研究者」又は「研究実施協力者」として研究に参加することも可能です。詳細については「事務マニュアル（令和5年度）」の「3.3 研究開発体制」を参照してください。
  - ◆ **連携研究者**：研究資金を受けずに委託研究の一部を分担して研究を実施。
  - ◆ **研究実施協力者**：研究そのものは実施しないが、委託研究に協力するための研究支援業務を実施。（「**社会実装協力者**」：研究開発成果を製品・サービス化等するための協力者を含む）

## 5. 留意事項

応募要領記載の以下の留意事項に従って、提案を行ってください。

- (1) 提案書の作成について
- (2) 研究開発実施体制について
- (3) 成果の社会実装等に向けた取組み

## 6. 提案の採択、受託者候補の選定

提出された機構所定の提案書類を、外部有識者で構成される評価委員会において評価します。  
また、機構における審査を実施し、その結果を踏まえて機構が提案を採択し、受託者候補を決定します。

### (1) 評価委員会での評価

### (2) 機構における審査

### (3) 追加資料等

- 上記(1)、(2)において、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

### (4) 提案の採択及び通知

- 採択結果は、機構から提案者（複数の研究機関が共同して応募した場合は、代表提案者）に通知します。採択過程については開示しません。また、研究開発期間及び研究開発経費とともに、採択された受託者候補（共同して応募した場合は、共同提案者を含む）の名称、提案課題及び提案の要旨を機構のWebサイトにて公表します。提案書記載の要旨は、対外的に公表して問題のない内容としてください。  
なお、公募への応募をもって、上記公表に同意されたものとみなします。

7. 委託契約

8. 委託研究における評価及び研究成果等

9. 調達物品の取扱い



## 10. 応募に必要な書類

- 応募には機構所定の提案書類（提案書及び別紙1～15）の提出が必要です。これ以外の形式で作成されたものでの応募は受理しません。
- 提出が必要な提案書類が提出期限までにe-Radで提出（アップロード）されない場合や提案書類の記載内容に明らかに欠落のあるものは、審査の対象とせず、不採択とします。
- ①から⑩、⑬及び⑰については、全ての提案者の提出が必須です。⑪から⑮については、該当する提案者のみ提出が必要となります。

① 提案書本体・提案書別紙  
経過措置委託研究概要（経過措置課題のみ）

② 必要積算経費一覧表（別紙1）

③ 提案概要図（別紙2）

④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定の状況（別紙3）

⑤ コンプライアンス体制の整備状況等（別紙4）

⑥ 情報セキュリティ管理の実施体制（別紙5）

⑦ 官民費用分担に係る申告書（別紙6）

（次ページへ続く）

## 10. 応募に必要な書類 続き

- ⑧ 研究者経歴等の状況（別紙7）
- ⑨ 研究活動に係る透明性確保に関する誓約書（別紙8）
- ⑩ 標準化活動計画（別紙9）
- ⑪ 会社等要覧（別紙10）
- ⑫ 会社等要覧の添付書類
- ⑬ パーソナルデータチェックリスト（別紙11）
- ⑭ 人を対象とする研究のチェックリスト（別紙12）
- ⑮ 動物実験に関するチェックリスト（別紙13）
- ⑯ 課題間連携アンケート（別紙14）
- ⑰ データマネジメントプラン（DMP）（別紙15）

※本研究開発の遂行過程で得られる研究データについては、機構が定める「研究データの取扱いに関するNICTのガイドライン」（応募要領の別添）に基づき作成し、提案時に提出してください。なお、研究機関ごとにDMPの作成ルールが異なる場合は、研究機関ごとに作成してください。

## 10.1 提案書本体・提案書別紙・経過措置委託研究概要について

- 吹き出しに従って作成してください。
- 応募要領「5 留意事項 (1)提案書の作成について」中、アウトプット目標・アウトカム目標について挙げている事項を全て記載してください。

## 10.2 必要積算経費一覧表（別紙1）について

- 直接経費、間接経費、消費税は以下のとおりです。
  - 直接経費…「物品費、人件費・謝金、旅費、その他」で構成されます。
  - 間接経費…直接経費に間接経費率を乗じた額とします。
  - 消費税 …直接経費と間接経費の合計に対して、**10%**で計算します。
- 「事務マニュアル（令和5年度）」の「7 計上経費の費目」に基づいて、研究費の積算を正しく行ってください。
- 研究開発項目の本質的な部分（研究開発要素のある業務）を外注することはできません。
- 間接経費率については、30%を上限として、整数となるように設定してください。
- 「予算」は、間接経費、消費税を含む「総額」です。「予算」の上限を超えた提案は受け付けません。

### 10.3 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する 認定の状況（別紙3）について

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定し、加点評価します。
  - 厚生労働省による下記の認定状況等を記述してください。認定等を受けていない提案者も提出が必須です。
    - － 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
    - － 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）
    - － 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者がそれぞれのシートに記入してください。

## 10.4 コンプライアンス体制の整備状況等（別紙4）について

- 「受託者は、委託業務の実施に当たり研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等をはじめとする不正行為の発生の防止のために必要な措置を事前に講じなければならない」こととしています。
- 提案者のコンプライアンス体制の整備状況等（責任体制、規定類及び研究倫理教育等）について記載してください。
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

## 10.5 情報セキュリティ管理の実施体制（別紙5）について

- 情報保全の履行体制を確認できる実施体制図、社内規程等を記載してください。
- なお、「情報保全の履行体制を確認できる実施体制図」とは、単なる組織図ではなく、「履行体制を組織のどの部署がどのようにチェックしているか俯瞰できる資料」のことです。
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

## 10.6 研究者の経歴等の状況（別紙7）について

- 全ての研究者について、経歴等の状況を記入してください。
- 複数の研究機関で応募する場合は、代表提案者と全ての共同提案者が各々別々に作成してください。

## 10.7 研究活動に係る透明性確保に関する誓約書（別紙8）について

- 全ての研究者がそれぞれ作成し提出してください。なお、当該誓約書に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について報告を求めています。
- 誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## 10.8 会社等要覧（別紙10）、会社等要覧の添付書類について

- 会社等要覧を提出する機関は以下も必ず提出してください。提出のない場合は提案を不受理とします。
  - 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - 法人税申告時に添付した過去3年分の決算書
  - 提案する研究内容に関連する事業部、研究所等の組織、業務（研究）内容等についての説明が含まれる書類（例：事業部紹介パンフレット、研究所案内、ホームページなど、既存のもの）
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人、上場企業等、会社等要覧の情報をWebサイト等の公開情報から入手できる法人については提出不要です。

## 10.9 パーソナルデータチェックリスト（別紙11）について

- パーソナルデータ（個人情報を含む）を取り扱う提案内容の場合には、パーソナルデータチェックリストの提出が必須です。パーソナルデータについては、「委託研究におけるパーソナルデータの取扱いについて」

[https://www2.nict.go.jp/commission/youshiki/latest/iimu/pd\\_manual.pdf](https://www2.nict.go.jp/commission/youshiki/latest/iimu/pd_manual.pdf)

を参照してください。なお、提出していただいたパーソナルデータチェックリストは、機構のパーソナルデータ取扱研究開発業務審議委員会にて審査されます。その過程で、追加資料の提出や、リスク低減の方法の検討を求める場合があります。

- パーソナルデータチェックリストは、代表提案者と全ての共同提案者で1シートにまとめて記載してください。

## 10.10 人を対象とする研究のチェックリスト（別紙12）について

- 人を対象とする研究を含む提案内容の場合には、人を対象とする研究のチェックリストの提出が必須です。なお、審査の過程で、追加資料の提出を求める場合や、契約時等に、人を対象とする研究の適正な実施に資する観点から改善等を求める場合があります。

## 10.11 動物実験に関するチェックリスト（別紙13）について

- 提案内容に動物実験が含まれる場合には、動物実験に関するチェックリストの提出が必須です。提案において動物実験を実施する者が、国の指針等に基づき適正に動物実験を実施し得る機関であるかについて、機構は提出していただいた動物実験に関するチェックリストの内容をもとに審査を行います。なお、審査の過程で、追加資料の提出を求める場合や、契約時等に、動物実験の適正な実施に資する観点から改善等を求める場合があります。

## 11. 応募の手続き

(1) 提出期限：[2023年11月7日（火）正午（必着）](#)

提出期限を過ぎてからの提案書類の修正や差替えはできません。

(2) 提出ファイル形式

提出する提案書類の電子データの形式は、以下のとおりです。PDF形式のファイルについては、Webサイトからダウンロードした様式をPDFに変換して提出してください。

別紙様式は結合せず、別々にPDFに変換してください。

- PDF形式のファイル：提案書本体、提案書別紙、経過措置委託研究概要（経過措置課題のみ）、別紙1～10、別紙13～15、会社等要覧の添付書類

以下の形式のファイルも併せて提出してください。

- MS-Word形式のファイル：提案書本体、提案書別紙
- MS-Excel形式のファイル：別紙1、別紙11、別紙12

(3) 提出方法

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して提出してください。
- e-Radでの応募単位は「研究機関単位」です。機関のIDが必要です。研究者のIDではなく、機関のIDでログインして提出してください。

（応募時には、代表提案者は機関の登録が必要ですが、共同提案者は必ずしも必要ではありません。）。



12. 不合理な重複及び過度の集中の排除

13. 不正行為に対する措置及び研究資料等の保存

14. 安全保障貿易管理について

問い合わせ先：

情報通信研究機構 イノベーション推進部門 委託研究推進室 公募担当

Tel： 042-327-6011

E-mail：info-itaku@ml.nict.go.jp

要素技術・シーズ創出型プログラムに関する Q&A

【一般課題関係】

問1 1件当たり最大1億円／年とのことだが、数千万円／年での提案も可能か。

→ 可能である。要素技術・シーズ創出型プログラムは、費用対効果の高い研究開発プロジェクトを高く評価する仕組みになっているので、目標達成に必要な最低限な予算の提案をお願いしたい。

問2 同一の者が一般課題に複数件提案することは可能か。

→ 代表研究責任者が同一の場合は、一般課題に複数件を提案することは認められない。

問3 今年度までに終了する委託研究を改めて一般課題として提案することは認められるか。

→ 認められない。ただし、今年度までに終了する委託研究において確立した技術と関連性のある技術の確立に向けた提案であって、研究開発する技術に新規性が認められる場合においては、この限りではない。

問4 研究開発の成果次第では、将来的には社会実装が実現できないケースも考えられるが、それでも構わないか。

→ 提案時には、研究開発成果を社会実装するところまでの戦略を立てていただく必要がある。採択された場合、社会実装・海外展開を視野に入れた研究開発を進めていただきたい。

問5 提案の評価に当たり、総額数千万円の提案と1億円の提案を同列に扱うのか。

→ 同じ評価プロセスの中で評価を行うが、研究開発に必要な予算計画の中で、費用対効果が高い提案かどうかを確認する予定。

問6 2025年度以降も継続する計画の研究は2024年度にステージゲート評価を実施することだが、2026年度までの3年間を研究開発期間とする研究開発について、ステージゲート評価の結果、2026年度まで継続が認められるのか。それとも、2025年度中に再度ステージゲート評価を行うのか。

→ 未定である。(後年度予算の状況次第)

問7 提案する技術がTRL1-3に該当するかが分からない場合、どうすればよいか。

→ 提案する技術が、「研究開発した要素技術または試作品についての実験室規模での評価」(TRL4)以上に該当する場合は、本プログラムの対象外となる。詳細については、事務局あてお問い合わせいただきたい。

### 【経過措置課題関係】

問8 1件当たり最大1億円/年とのことだが、数千万円/年での提案も可能か。

→ 可能である。要素技術・シーズ創出型プログラムは、費用対効果の高い研究開発プロジェクトを高く評価する仕組みになっているので、目標達成に必要な最低減な金額の提案をお願いしたい。

問9 要素技術・シーズ創出型プログラムの予算額は、経過措置の予算額よりも少なくなるため、当初計画していたアウトプット目標(最終目標)の達成が難しくなるが、どのようにすればよいか。

→ 経過措置課題では、経過措置にて実施中の委託研究による研究開発項目のアウトプット目標(最終目標)を達成することを目的としているため、当初計画していた期間で目標の達成が見込めるもののみを本公募の対象としている。当初計画していたアウトプット目標の達成が難しい場合には、経過措置にて実施中の委託研究は2023年度で終了し、内容や体制等を見直した上で、要素技術・シーズ創出型プログラムの一般課題や別のプログラムへの応募をご検討いただきたい。

問10 経過措置で実施している課題で、当初計画していたアウトプット目標(最終目標)を変更しても良いか。

→ 経過措置課題では、経過措置にて実施中の委託研究による研究開発項目のアウトプット目標(最終目標)を達成することを目的としているため、アウトプット目標(最終目標)の下方修正は認められない。一方、アウトプット目標(最終目標)の上方修正や、アウトプット目標(最終目標)を達成した上で新たな目標を設定することは認められる。

問11 要素技術・シーズ創出型プログラムに応募するにあたり、経過措置にて実施中の委託研究の計画・体制を見直し、複数の研究開発プロジェクトに分割し提案することは可能か。

→ 複数の研究開発プロジェクトに分割して経過措置課題に提案することは可能。ただし、経過措置課題では、経過措置にて実施中の委託研究による研究開発項目のアウトプット目標（最終目標）を達成することを目的としているため、研究開発項目よりも細分化した単位での提案は不可。また、複数提案された場合には、それぞれの研究開発プロジェクトは独立して評価されることになるので、すべての研究開発プロジェクトが採択されるとは限らないということを前提として、当初目標の達成可能に向けた計画・体制をご検討いただきたい。

問 12 要素技術・シーズ創出型プログラムに応募するにあたり、経過措置にて実施中の委託研究の一部の研究開発項目を「経過措置課題」として提案し、他の研究開発項目については予算・研究開発期間を見直した上で「一般課題」として提案することは可能か。

→ 提案に際しては、「一般課題」又は「経過措置課題」のいずれか一方への応募しか受け付けられない。なお、コンソーシアムによる提案であって、全体としての体制が異なる場合であっても、代表研究責任者が同一の場合には、「一般課題」又は「経過措置課題」のいずれか一方への応募しか受け付けられない。

問 13 当初計画していた研究開発期間よりも長くなるが構わないか。

→ 経過措置課題では、経過措置にて実施中の委託研究の現行実施計画書の「2-3 研究開発実施計画」の最終年度までを研究開発期間とする提案しか認められない。当初計画していた研究開発期間でのアウトプット目標の達成が難しい場合には、経過措置にて実施中の委託研究は 2023 年度で終了し、内容や体制等を見直した上で、要素技術・シーズ創出型プログラムの一般課題や別のプログラムへの応募をご検討いただきたい。

問 14 1 年当たりの研究開発予算は 1 件当たり最大 1 億円となっているが、2023 年 3 月 30 日の説明会においては「要素技術・シーズ創出型プログラム」予算額は「(最大数億円)」となっていたので、1 億円を超える予算額の提案は認められるか。

→ 認められない。本公募では 1 年当たり 1 億円を上限としている。当初計画していた予算内でのアウトプット目標の達成が難しい場合には、経過措置にて実施中の委託研究は 2023 年度で終了し、内容や体制等を見直した上で、要素技術・シーズ創出型プログラムの一般課題や別のプログラムへの応募をご検討いただきたい。

問 15 提案する技術が TRL4 以上のものは受け付けられないのか。

→ TRL4 以上の技術に関する提案は本プログラムの対象外である。詳細については、事務局あてお問い合わせいただきたい。

## 【評価関係】

問 16 要素技術・シーズ創出型プログラムの採択評価において、経過措置で実施中の成果は考慮されるのか。

→ 経過措置課題に応募した提案に限り、要素技術・シーズ創出型プログラムの採択評価において、経過措置にて実施中の委託研究による研究開発の達成状況等を含めて評価を実施する予定。

問 17 経過措置で実施中の委託研究のうち、要素技術・シーズ創出型プログラムに応募する研究開発プロジェクトについて、終了評価は実施するのか。

→ 以下のとおり実施予定。

＜一般課題に応募する案件＞

経過措置で実施中の委託研究は 2023 年度で終了するため、2023 年度末に終了評価を実施予定。

＜経過措置課題に応募する案件＞

採択評価において、2023 年度までの研究開発目標の達成度合い等を含めて評価を行うことをもって、終了評価に代える予定。

問 18 経過措置で実施中の委託研究は複数の研究開発項目で構成されており、そのうち一部の研究開発項目を要素技術・シーズ創出型プログラムに応募し、一部の研究開発項目は終了する予定であるが、後者の研究開発項目については終了評価を実施するのか。

→ 終了評価を実施する予定。

## 【資産の扱い】

問 19 要素技術・シーズ創出型プログラムの経過措置課題に採択された場合、経過措置で利用している資産は、そのまま使用してよいのか。

→ 要素技術・シーズ創出型プログラムで研究開発を継続するものについては、資産の継続利用は可能にする予定。手続きについては、採択が決定した後、別途ご連絡する。

問 20 令和5年度で終了となった場合、経過措置で使用している資産は、返却することになるのか。

→ 通常の研究開発期間の終了年度と同様。NICTIに資産登録されているものは返却いただくことになる。手続きについては別途ご連絡する。